

官民競争入札等監理委員会関係法令

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（抄）

（設置）

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、総務省に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第三十八条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣又は総務大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。
- 3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 総務大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、総務大臣を通じて行うものとする。

（組織）

第三十九条 委員会は、委員十三人以内をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。

（委員）

第四十条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期）

第四十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長）

第四十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第四十三条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことがで

きる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第四十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(報告の徴収等)

第四十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 年政令第 228 号）

（委員との直接の利害関係）

第四条 法第十条第十二号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める直接の利害関係は、委員と次に掲げる者との関係とする。

- 一 委員が代表権を有する役員である法人
- 二 委員が総株主又は総出資者の議決権の過半数を有する法人

※法第十条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

官民競争入札等監理委員会令（平成 18 年政令第 229 号）

（部会）

第一条 官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。
- 4 委員は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）第三条の特定支配関係をいう。次項において同じ。）を有する者の利害に関係する事項についての審議及び議決に関与することができない。
- 5 専門委員は、法の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係を有する者の利害に関係する事項についての審議に関与することができない。

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局長）

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第五条 委員会の事務局に、参事官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第六条 前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

（委員会の運営）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

官民競争入札等監理委員会の主な権能

- ① 官民競争入札、民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスの選定等を内容として閣議決定される「公共サービス改革基本方針」の策定段階において、総務大臣は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第7条6項参照)
- ② 官民競争入札等の対象とする公共サービスごとに国の行政機関等の長等が決定する「官民競争入札実施要項」の策定段階において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第9条第5項、第14条第5項参照)
- ③ 官民競争入札の落札者の決定に係る評価に当たり、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第12条参照)
- ④ 公共サービスを実施する民間事業者との間の契約の変更等の措置を講じようとするときは、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。(法第21条第2項、第22条第3項参照)
- ⑤ 国の行政機関等の長等が、公共サービスを実施する民間事業者に対する報告の徴収、指示等の措置を講じた場合、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。(法第26条第4項、第27条第2項参照)
- ⑥ 以上の事項等処理するにあたり、総務大臣又は総務大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。(法第38条第2項参照)
- ⑦ 必要に応じ、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービスを実施する民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求める事ができる。(法第45条参照)
- ⑧ 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。(委員会令3条参照)

官民競争入札等監理委員会運営規則

平成 18 年 7 月 7 日
官民競争入札等監理委員会決定

（総則）

第 1 条 官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）及び官民競争入札等監理委員会令（平成十八年政令第二百二十九号）（以下「委員会令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる

（委員会）

第 2 条 委員会の会議の招集は、委員長が行う。

2 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

（書面による議事）

第 3 条 委員長は、やむを得ない事由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

（委員以外の者の出席）

第 4 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席して意見を述べることを求めることができる。

（会議の公開）

第 5 条 委員会は、原則として会議を公開し、又は議事録を速やかに公開するものとする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの規定により会議及び議事録を公開しないこととした場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を公開するものとする。

（部会）

第 6 条 部会は、委員会から付託された事項について審議する。

2 部会長は、部会における審議の経過及び結果を委員会において報告するものとする。

- 3 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、
「委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 7 日から施行する。

小委員会の設置について

平成21年12月24日
一部改正：令和3年8月10日
官民競争入札等監理委員会

1 設置の趣旨

官民競争入札等の対象事業の検討、地方公共団体における官民競争入札等の導入促進の検討、実施要項案や法第7条第8項に基づく評価案の審議等に当たって、委員間の議論の充実を図るため、議題に応じて次の小委員会を随時、開催できるものとする。ただし、議を経るに際し異議はないとする機関決定は、官民競争入札等監理委員会において行う。

2 位置付け

監理委員会令第1条に基づき内部組織として置かれる部会ではなく、第7条に基づき、委員会の円滑な運営を図るために、委員長が委員会に諮って開催する事実上の会合とする。なお、廃止の手続は特に取らないこととする。

3 小委員会の構成及び任務

(1) 小委員会は、委員全員により構成される。ただし、小委員会ごとに担当委員を置くものとし、委員長が指名する。

①公共サービス改革小委員会

国の行政機関等における官民競争入札等の対象事業の調査検討

②入札監理小委員会

実施要項案の策定及び法第7条第8項に基づく評価案に関する調査検討

③企画小委員会

国の行政機関等及び地方公共団体における官民競争入札等の導入促進など、公共サービス改革の在り方についての調査検討

(2) 委員は、担当委員であるか否かにかかわらず、会議に出席し、議事に参加することができる。

(3) 各小委員会には主査を置くものとし、委員長が担当委員のうちから指名する。また、主査以外の担当委員は副主査とする。

(4) 各小委員会は、主査が招集する。

(5) 主査は、議論の対象となる専門の事項を調査させるため、専門委員を出席させることができる。

4 小委員会の運営

(1) 各小委員会の公開については、監理委員会及び部会の例に準ずる。

(2) 各小委員会は、その検討に際し、事務局及び当該対象公共サービスの所管府省等に必要な資料の作成・提出等を求め、効果的な議論を進めるものとする。